

運 営 規 程

○指定居宅介護支援

株式会社 てんまるっと

居宅介護 てんまるっと

指定居宅介護支援の運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 てんまるっとが開設する居宅介護 てんまるっと（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談事業所との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護 てんまるっと
- ② 所在地 浜松市天竜区二俣町鹿島107

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務職員1名管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日まで（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）とする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- ② 使用する課題分析票の種類
利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- ③ サービス担当者会議の開催場所
在宅及びその他必要と認められる場所において開催する。

④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度

月 1 回以上必要に応じて訪問するものとする、

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、浜松市天竜区の一部（水窪町、佐久間町、龍山町を除く）とする。

(苦情対応)

第 8 条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第 9 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を適正に行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待防止)

第 10 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底する。
- (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
- (3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内
- (2) 継続研修 月 1 回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 てんまるっとの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、新型コロナ感染対策として、介護支援専門員等の健康管理、予防策を徹底するものとする。

附 則

この規定は、令和３年２月１日から施工する。

この規定は、一部を変更し令和６年４月１日から施工する。